

ひたち若者かがやき会議会則

(名 称)

第1条 この会議は、ひたち若者かがやき会議(以下「若者会議」という。)と称する。

(事務局)

第2条 若者会議の事務局は、日立市生活環境部女性若者支援課内に置く。

(目 的)

第3条 若者会議は、ひたち若者かがやきプラン(以下「プラン」という。)に基づき、まちづくりや地域課題解決、関係人口創出等に対する取組を若者の自由なアイデアで実践できる若者主体の組織で、活動を通し、日立市への愛着や、自らの力で地域を作り上げる想いを育てるとともに、若者同士の仲間づくりや、交流機会の創出につなげることを目的とする。

(事 業)

第4条 若者会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 若者が挑戦できる環境づくりに関する事業
- (2) 若者が集まる場づくりに関する事業
- (3) 若者が成長できる環境づくりに関する事業
- (4) 自分らしさを支援する仕組みづくりに関する事業
- (5) 若者による情報発信の推進に関する事業
- (6) その他、若者会議の目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第5条 若者会議は、プランの理念に共感し、前条の目的に賛同する満18歳以上満39歳以下の者(以下「メンバー」という。)をもって構成する。

(役 員)

第6条 若者会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 理事(会長、副会長を含む。以下「コアメンバー」という。) 15人以内
 - (4) 監事 2人
- 2 会長、副会長は、理事会においてコアメンバーの中から選出し、総会で承認する。

- 3 コアメンバーは、若者会議の運営を円滑に進めるため、次の各号のいずれにも該当する者で、理事会において承認し、次の総会に報告する。
 - (1) 市内に在住、勤務又は通学する者
 - (2) 満18歳以上満39歳以下の者
 - (3) 若者会議の活動に共感し、仲間と何かにチャレンジしたい者
 - (4) 若者会議への積極的な参加が可能な者
 - (5) 若者会議及び若者会議が主催する事業に参加経験がある者
- 4 監事は、コアメンバー又は協力員の中から、会長が指名する。

(役員の仕事)

- 第7条 会長は、若者会議を代表し、会務を総括するとともに、事業の監修を行う。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があったとき又は会長が欠けたとき、その職務を代行する。
 - 3 コアメンバーは、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
 - 4 監事は、会計の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の仕事)

- 第8条 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じた場合は、理事会がこれを選任し、次の総会において承認を得る。
 - 3 補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、任期満了の場合でも、後任者が選出されるまでは、その職務を行うものとする。

(コーディネーター)

- 第9条 若者会議にコーディネーターを置くことができる。
- 2 コーディネーターは、日立市から委嘱された者とし、若者会議の企画運営及びファシリテーション等を行う。
 - 3 コーディネーターの仕事は、1年とし、再任は妨げない。

(協力員)

- 第10条 若者会議に、協力員を置くことができる。
- 2 協力員は、プラン策定委員とし、理事会において承認する。
 - 3 協力員は、役員の仕事に応じ若者会議の事業運営に協力する。
 - 4 協力員を退く場合は、本人から会長に申出を行い、会長はそれを認め、理事

会に報告する。

(会 議)

第11条 若者会議の事業を円滑に行うため、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会 (以下 コアメンバー会議という。)
- (3) 全体会議

(総 会)

第12条 総会は、若者会議の最高決議機関であって、メンバーをもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、年1回開催する。ただし、必要に応じて開催することができる。
- 3 総会の議長は、会長とする。
- 4 総会は、予算、決算、事業計画、事業報告、役員改選、会則の改正及びその他主要事項について審議する。
- 5 総会は、出席者の過半数をもって決定する。

(コアメンバー会議)

第13条 コアメンバー会議は、コアメンバーをもって構成する。

- 2 コアメンバー会議は、会長又は副会長が招集し、原則月1回開催する。ただし、必要に応じて開催することができる。
- 3 コアメンバー会議の議長は、会長又は副会長とする。ただし、会長又は副会長が不在の場合は、会長の指名を受けたものが議長となることができる。
- 4 コアメンバー会議は、総会及び全体会議に付議すべき事項等、会の活動に必要なことの審議及び総会附議事項についての専決等を行う。
- 5 コアメンバー会議は、総会附議事項の専決を行った場合は、次の総会に報告する。
- 6 コアメンバー会議は、全体会議での意見やアイデアを基に、第4条に規定する事業の企画・実践を行う。
- 7 コアメンバー会議は、出席者の過半数をもって決定する。

(全体会議)

第14条 全体会議は、メンバーをもって構成する。

- 2 全体会議は、理事会が必要と認めたときに開催する。

- 3 全体会議は、コーディネーターがファシリテーターとなり進行する。
- 4 全体会議は、第4条に規定する事業の実践に向け、アイデアを考え、気づきを共有する。
- 5 全体会議への参加者は、第5条に規定する者とする。ただし、開催時のテーマによっては、年齢制限をコアメンバー会議が必要に応じ設定することができる。
- 6 全体会議の定員は、会議開催時に設定することができる。

(会 計)

- 第15条 若者会議の経費は、日立市の補助金、寄附金、事業収入、その他の収入を持って充てる。
- 2 会計に関する事務は、若者会議会計規則の定めるところにより、事務局において行う。
 - 3 若者会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委 任)

- 第16条 その他、この会則に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、令和3年7月7日から施行する。
- 2 第12条第2項及び第14条第2項の規定にかかわらず、この会則の適用後、最初に開催される会議は、市長が招集する。
- 3 第6条第2項の規定にかかわらず、この会則の適用後、最初に開催される会議の会長及び副会長は、市長が選出する。
- 4 第6条第3項の規定にかかわらず、この会則の適用後、最初に開催される会議のコアメンバーは市長が承認し、総会で報告する。